

焼却炉が設置される閉囲区画に対する 固定式火災探知警報装置に関する事項

改正規則

鋼船規則 R 編

改正事項

焼却炉が設置される閉囲区画に対する固定式火災探知警報装置に関する事項

改正理由

2010年12月開催のIMO第88回海上安全委員会(MSC88)において、焼却炉に起因する火災の早期発見を目的として、焼却炉が設置される閉囲区画に対し、固定式火災探知警報装置の設置を要求するSOLAS条約第II-2章第7規則の改正が決議MSC.308(88)として採択された。

今般、決議MSC.308(88)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

固定式火災探知警報装置の設置が要求される区画として、「焼却炉が設置される閉囲された区画」を加えた。